

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月20日

住 所 大阪市阿倍野区松崎町 2-2-25
阿倍野松崎町 NK ビル 2 階
事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社
代表者名 代表取締役社長 北野 眞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 乗合バス車両整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両（一般路線）においては、2022年度末時点でのノンステップバス導入率は、88%となっています。ワンステップバス12%と合わせると、バリアフリー車両率は100%となり、引き続きこの割合を維持していく予定です。
- ・当社が保有する高速バス車両においては、バリアフリー車両であるダブルデッカーバスの置き換えはダブルデッカーバスとすることとしており、導入率10%程度を維持しつつ車両更新を進めていく予定です。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・サービス介助士資格の取得率については、引続き60%以上を維持していきます。
- ・大阪駅JR高速バスターミナル（以下、「ターミナル」と表記）内での案内放送はバス発車案内が主であり、トイレ、待合室等の位置情報の案内を含め、バリアフリー車両及び車イスでのご利用方について当社ホームページ等で幅広く情報を提供します。
- ・スムーズな対応を行うため、教育を充実させます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ノンステップバス	・ダブルデッカーバス 導入計画なし
・ダブルデッカーバス	・ノンステップバス 導入計画なし

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格の取得を促進していくことで、教育を充実させます。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル内のサービス介助士が常駐していることを案内するステッカーを待合室に掲示し、引き続き乗降に必要なお手伝いを実施いたします。 ・障害者の方に対し、ターミナル内では車いすを1台設置しており、引き続き必要に応じて対応できるようにしていきます。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内方法の充実	ターミナル内にサービス介助士が常駐していること、車いすをご用意していることなど当社ホームページにご案内します。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催する運転競技会において、障害者の方の乗降支援を競技メニューの一つとします。 ・定期的な教育訓練の中で、乗務員へのバリアフリー教育を引き続き実施いたします。 ・サービス会議を定期的開催し、車いすの取扱及び介助に伴う実技訓練を実施いたします。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	当社ホームページにて車いすご利用方法を掲示しています。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 本社営業統括部をバリアフリーの主管部として推進体制を構築します。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
・ノステップバス	2024年度の導入計画を削除	導入計画の更新

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表します。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。